

グリーン調達基準書

サンハヤト株式会社

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	3/21

目 次

1.	目的	4
2.	適用範囲	4
3.	用語の定義	5
4.	運用の概略	7
5.	具体的な運用1・・・仕入れ先環境調査	8
6.	具体的な運用2・・・グリーン調達調査	9
7.	サンハヤト環境管理物質不使用保証書の提出	10
8.	サンハヤト環境監査について	10
9.	資料・書類の取り扱い	10
10.	環境管理物質群リストとその管理基準	14
11.	環境負荷化学物質についての主な対象と納入禁止時期及び測定基準	15
12.	包装部材に関する追加事項	21
資料 1	【 環境適合設計を進める上での留意点(参考) 】	11
資料 2	【 仕入れ先環境調査票 】	12
資料 3	【 環境管理物質不使用保証書 】	13
表1	環境管理物質一覧表	14
表2	カドミウムおよびその化合物	15
表3	鉛およびその化合物	16
表4	水銀および水銀化合物	17
表5	六価クロム化合物	17
表6	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	17
表7	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	18
表8	ポリブロモビフェニル(PBB)	18
表9	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	18
表10	短鎖型塩化パラフィン	18
表11	アゾ染料・顔料	19
表11a	特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)	19
表12	オゾン層破壊物質	20
表13	ポリ塩化ビニル	20
表14	ホルムアルデヒド	20
表15	包装部材の重金属	21

グリーン調達基準書		
	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	4/21

1. 目的

本書はサンハヤト株式会社(以下サンハヤト)製品を構成する部品・材料・資材等に含有される環境負荷物質について、使用を禁止する物質、全廃または削減を目指す物質、使用に際し管理を必要とする物質を明確にし、サンハヤト製品への不確かな混入を防ぎ、法規制の遵守と顧客の要求を実現すると共に、サンハヤト製品の環境品質を向上、維持させ、地球環境の保全を進めていく事を目的とする。

2. 適用範囲

- (1) サンハヤトが設計・製造し、販売または頒布するサンハヤト製品。
- (2) サンハヤトが第三者に設計・製造を委託し、サンハヤトの商標を付して販売または頒布するサンハヤト製品。
- (3) サンハヤトが第三者から設計・製造の委託を受けた製品。(但し、当該第三者からの指定部品・材料・副資材は除く)
- (4) サンハヤトおよびサンハヤトが設計・製造を委託したものが調達する部品・材料・副資材。主な対象部品・材料・副資材などは以下のとおり。
 - 1) 半製品(機能ユニット、ボード実装等の組立部品など)
 - 2) 部品(電気部品、機構部品、半導体デバイス、製品に使用されるプリント配線基板、製品に同梱される記録メディア、包装材料など)
 - 3) ネジ類
 - 4) リモコン、ACアダプター等の機器を使用するためのアクセサリ
 - 5) 製品に使用される副資材(粘着テープ、ハンダ材料、接着剤、梱包材等)
 - 6) 取扱説明書
 - 7) 部品・材料・副資材の納入者が配送・保護に用いる包装材(木枠、トレー、リール、緩衝材、袋、段ボール、ラベル、印刷インク、テープ類、結束バンド等)
- (5) 本書において規定されていない物質あるいは用途であっても、各国または地域等の法規制により使用が禁止されているものに関してはそれらの法規制に従う。

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	5/21

3. 用語の定義

(1) 環境管理物質

部品・材料・副資材等に含有される物質のうち、地球環境と生態系に著しい環境影響(側面)を持つとサンハヤトが判断した物質。

(2) 管理水準

以下の3種類の管理水準で管理を行う。

1) レベル1

現在、既に法規制により使用が禁止されている物質。

新規に使用を禁止する。現在レベル1に指定されている物質を使用している場合は、規制値と達成年度を目標に掲げ、使用を禁止する。

2) レベル2

レベル1以外で、法規制により期限を定めて段階的に使用が禁止されている又は禁止されていく物質。

目標年度および削減量を自主的に定めて削減していく物質。

現在使用している、または新規に意図的な使用を行う場合は、使用実態および含有量を把握し、適正処理を考慮しなければならない。

3) レベル3

現時点で期日および削減目標を規定しないが、部品・材料への含有量の削減が望まれる物質。

現在使用している、または新規に意図的な使用を行う場合は、使用実態および含有量を把握し、適正処理を考慮しなければならない。

(3) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいう。

加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合も含む。

グリーン調達基準書		
	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	6/21

(4) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質 (natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいう。

なお、主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱う。

ただし、半導体デバイス等を製造するためのドーパント (Dopant) については、意図して添加されるものであるが、実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合、「含有」としては扱わない。

また、許容値が指定されている場合は、部品・デバイスに当該禁止物質が不純物として混入または付着した場合にも、その含有量は当該許容値を超えてはならない。

(5) サプライヤ・チェーンの遡り

サンハヤトにおけるグリーン調達活動は、サンハヤトを発端として長いサプライヤ・チェーンの遡りによって支えられる。

「仕入れ先環境調査票」、「環境管理物質不使用保証書」提出の義務が発生するのはサンハヤトと直接取引を行っている納入業者 (メーカー、商社、加工業者等) となる。二次・三次以降の直接取引のない業者 (メーカー、商社、加工業者等) については提出の義務はない。ただし、直接取引を行っている納入業者において、二次・三次以降の業者を管理していることが条件となる。

(6) グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI)

電子情報技術産業協会 (JEITA) に事務局を置く、部品・原材料に含有する化学物質調査の共通化について議論し、ガイドラインや調査フォーマットを WEB 上に提供している団体。JGPSSI のガイドラインは、欧州 EICTA、米国 EIA と共にグローバルスタンダード化を進めている。

<http://home.jeita.or.jp/eps/greenTOP.html>

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	7/21

4. 運用の概略

サンハヤトでは「仕入れ先環境調査」と物品毎の「化学物質含有量調査(グリーン調達調査)」を行い、サンハヤト内で評価を行う。

(1) 仕入れ先環境調査

1) サンハヤトから仕入れ先様に対しグリーン調達の概要を周知し、理解を頂いた上で「仕入れ先環境調査票」により、調査を行う。

(2) 製品に使用されている部品・材料・資材の化学物質含有量調査(グリーン調達調査)を実施する。

1) 仕入れ先様に対し、製品に使用されている部品・材料・副資材のグリーン調達調査を行う。

2) 仕入れ先様からは、必要に応じて「環境管理物質不使用保証書(以下、不使用保証書)」の発行を受ける。

(3) 製品に使用されている部品・材料・副資材の環境管理物質の維持・管理

1) 前項において実施されたグリーン調達調査を基に、部品・材料・副資材に含まれる管理物質の有無および含有量を把握し、記録する。

2) 新製品の開発を行う場合は、管理物質を把握し、部品・材料・副資材を検討する事。

3) 管理物質が意図的に使用されている(新規開発品においては意図的に使用する)場合は、その実態と含有量を把握し、公的機関や顧客等から要求があった場合は、速やかに実態と含有量を提示できる事。

グリーン調達基準書		
	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	8/21

5. 具体的な運用1・・・仕入れ先環境調査

(1) 仕入れ先様には自主的に環境保全活動を進めて頂きますが、サンハヤトでは、従来の品質(Q)、格(C)、納期(D)等の評価とは別に環境(E)を仕入れ先様の評価指標とさせていただきます。具体的には、少なくとも以下5点の取組みがなされていることが望まれます。

- 1) 環境保全に対する企業理念・方針を策定する。
- 2) 環境保全を推進する組織を設置し、方針や目標達成のためのプランを策定する。
- 3) 環境マネジメントシステムを構築する。
- 4) 従業員に対する教育・啓蒙を行う。
- 5) 環境に配慮した製品の購入を推進する。

環境負荷の少ない部品等を調達する活動につきましても、仕入れ先様とのパートナーシップを築きながら、環境負荷情報の共有化や共通課題の改善等に取り組んでいきます。

(2) サンハヤトへ納入する部品・ユニット・製品は、環境配慮設計(DFE)の取組みを要求いたします。環境適合設計を進める上での留意点を「資料 1」として掲載しましたので、参考にしてください。

(3) 仕入れ先環境調査票の提出

サンハヤトグリーン調達基準への同意と、貴社の基本的な環境保全活動の取組みについての調査のための仕入れ先環境調査票「資料 2」の提出をお願いします。

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	9/21

6. 具体的な運用 2・・・グリーン調達調査

(1) グリーン調達調査の概要

- 1) サンハヤトに納入している原材料・部品については、個別に化学物質含有量調査(グリーン調達調査)を行います。
- 2) グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)共通調査フォーマットでの回答をお願いします。調査方法やフォーマットの操作等についてはホームページからグリーン調達のページをご確認下さい。
- 3) JGPSSI ホームページ内、マニュアル・各ツール類の URL:
<http://home.jeita.or.jp/eps/green3-1.htm>

(2) 調査対象範囲

サンハヤトが実施するグリーン調達調査の、調査対象範囲は添付資料 4「環境管理物質一覧表第1版」における「管理水準レベル1、レベル2、レベル3」物質が対象となります。

なお、調査票の内容に不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

(3) グリーン調達調査票の回答授受方法

- 1) グリーン調達調査票については、原則電子メールを利用した電子ファイルでの授受とさせて頂きます。グリーン調達調査票回答時は、以下の手順に従って、担当購買窓口へご提出ください。
- 2) 回答は、調査ツール(Excel)より生成される「JGPファイル」に変換してご提出ください。(参考: ファイル名にJGPという拡張子が付きます。)
- 3) 回答ファイルを提出される場合は原則電子メールにて行ってください。ただし例外的に FD・CD-ROM のいずれかでの提出も認めています。

グリーン調達基準書		
	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	10/21

7. サンハヤト環境管理物質不使用保証書の提出

(1) 添付資料4に記載された管理水準レベル1の物質の「環境管理物質不使用保証書」(以下、不使用保証書)の発行について。(「資料3」)

- 1) サンハヤトの原材料・部品仕入れ先は、グリーン調達基準を遵守することを保証するため、不使用の適合を確認出来た時点で、「不使用保証書」を発行して頂きます。
- 2) 不使用保証期間は、発行日以降それぞれの部品の使用及び生産が中止になるまで保証を継続するものとします。
- 3) 不使用保証の対象物質は、管理水準レベル1とします。但し、顧客要求などの必要に応じ、管理水準レベル2も対象物質とする場合があります。
- 4) 一度不使用保証書を提出して頂いた場合でも、材料変更・生産場所変更(購入先変更含む)等の変更が発生した場合、都度「グリーン調達調査」で不使用保証の確認を行っていただきます。

責任者印の責任者とは、含有調査シートに記載された内容を保証すると共に不測の事態(損害賠償の発生等)に対し会社の代表として責任を果たせる人としてします。

(2) 不使用保証書をご提出いただく際に、禁止物質であっても法令による規制・代替材料の有無・代替コスト等を考慮して、部分的に使用を許可する場合があります。本件の適用を受けられる場合には、購買部門を窓口として技術部門、品質部門などの関係部署との調整のうえ、付帯事項として設定します

8. サンハヤト環境監査について

仕入れ先様の環境保全への取組み状況を調査させて頂いた結果、各仕入れ先様に対して、サンハヤトによる環境監査を実施することがあります。実施の際は前もってご連絡を差し上げますので、ご協力をお願い致します。

9. 資料・書類の取り扱い

仕入れ先様より提出される資料や書類について、それらが当該仕入れ先の承認を得ないまま、サンハヤト以外に開示されることはありません。

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	11/21

資料1 【 環境適合設計を進める上での留意点(参考) 】

段 階	留意点
原材料調達	汎用材料を使用する 材料の使用量を低減する 材料の種類を低減する リサイクル材料を使用する 複合材料の使用を避ける 長寿命材料を使用する 環境にやさしい材料を使用する 製造エネルギーの少ない材料を使用する
部品・製品製造	製造エネルギーを低減する 工数を低減する 製造に必要な補助材料を低減する 品質を向上させる ゼロ・エミッション活動を行う
流通(包装)	包装の簡素化・減量化 包装材料の環境負荷低減、廃棄処理の容易化 包装材料のリサイクル使用を行う 包装の再使用を行う 包装材料の材質を表示する
流通(運搬)	運搬が容易な部品・製品の形状にする エネルギー効率のよい運搬手段を講じる 運搬計画の合理化を行う
製品の使用	使用時のエネルギー消費効率を高くする 環境負荷の低いエネルギーを使用する 使用時の環境負荷(排出物など)を低減する 消耗品の環境負荷の低減を行う メンテナンス・サービスを容易化する
廃棄・リサイクル(廃棄)	解体、分離、破碎の容易化 回収、運搬の容易化 焼却時の安全性を確保する 残余物の安全性を確保する 廃棄処理方法を表示する
廃棄・リサイクル(リサイクル・再使用)	部品、製品の再利用 素材のリサイクル(サーマルリサイクルなど)

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	13/21

資料 3 【環境管理物質不使用保証書】

これは提出用ではありません。
提出には「提出用」をご使用下さい。

サンハヤト株式会社 御中

作成日		
貴社名		
ご住所		
部署・役職		
責任者氏名	印	
ご連絡先	電話	Fax
	E-mail アドレス	
保証範囲		

不使用の保証範囲が全製品の場合は「全製品」一部の場合はその製品名を保証範囲欄に記載の事。

弊社は、弊社(弊社の子会社・関係会社を含む)がサンハヤトに直接または第三者を通して納入する原材料及び部品が、サンハヤトグリーン調達基準で定める下記の化学物質について、除外用途での使用を除き、含まれないことを保証します。なおフロン、代替フロンについては、部品自体への含有だけでなく、その製造工程においても使用していないことを証明します。

No.	化学物質群	No.	化学物質群
1	カドミウム及びその化合物	9	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)
2	六価クロム化合物	10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)
3	鉛及びその化合物	11	短鎖型塩化パラフィン
4	水銀及びその化合物	12	アスベスト類
5	ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)	13	アゾ染料・顔料
6	トリブチルスズ類(TBT 類)、 トリフェニルスズ類(TPT 類)	14	オゾン層破壊物質
7	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	15	放射性物質
8	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	16	ホルムアルデヒド

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	14/21

10. 環境管理物質群リストとその管理基準

表1 環境管理物質一覧表

大分類	物質群分類 No	化学物質群	管理レベル			報告を求める範囲(閾値)	対象用途 ※8
			1	2	3		
金属及び金属化合物※1	A05	カドミウム及びその化合物	●	●	●	50ppm 以上	表 2 参照
	A07	六価クロム化合物	●	●	●	1000ppm 以上	表 5 参照
	A09	鉛及びその化合物	●	●	●	250ppm 以上	表 3 参照
	A10	水銀及びその化合物	●	●	●	1000ppm 以上	表 4 参照
	A17	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	●			含有がある場合	
	A18	トリブチルスズ類(TBT 類)、 トリフェニルスズ類(TPT 類)	●			含有がある場合	
ハロゲン系有機化合物	B02	ポリ臭化ジフェニル類(PBB 類)	●			1000ppm 以上	表 8 参照
	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	●	●		1000ppm 以上	表 9 参照
	B05	ポリ塩化ジフェニル類(PCB 類)	●			含有がある場合	表 6 参照
	B06	ポリ塩化ナフタレン(PCN) (塩素数が3以上)	●			含有がある場合	表 7 参照
	B09	短鎖型塩化パラフィン※2	●		●	1000ppm 以上	表 10 参照
その他	C01	アスベスト類	●			含有がある場合	
	C02	アゾ染料・顔料※3	●			含有がある場合	表 11 参照
	C04	オゾン層破壊物質※4	●	●	●	クラス I: 含有がある場合 クラス II: 1000ppm 以上	表 12 参照
	C06	放射性物質			●	含有がある場合	
金属及び金属化合物※1	A01	アンチモン及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	A02	ヒ素及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	A03	ベリリウム及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	A04	ビスマス及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	A11	ニッケル及びその化合物※5			●	1000ppm 以	
	A13	セレン及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	A16	マグネシウム			●	1000ppm 以上	
ハロゲン系有機化合物	B08	臭素系難燃剤※6			●	1000ppm 以上	
	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)		●	●	1000ppm 以上	表 13 参照
その他	C05	フタル酸エステル類※7			●	1000ppm 以上	
貴金属類	D01	銅及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	D02	金及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	D03	パラジウム及びその化合物			●	1000ppm 以上	
	D04	銀及びその化合物			●	1000ppm 以上	
		ホルムアルデヒド	●				表 15 参照

※1 金属にはその合金を含む。

※2 炭素鎖長:10~13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

※3 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。
(特定アミンとは、76/769/EEC、第 19 次修正指令より出典されているアミン化合物をいい、別表3-2に示す)

※4 モントリオール議定書対象物質を対象とする。(詳細は別表3-1参照。)

※5 ニッケルに関しては合金(例:ステンレス)を除く。

※6 PBB類、PBDE類を除く臭素系難燃剤。

※7 対象は EU リスクアセスメントを実施している次の五種の化学物質に限る。

・フタル酸ジブチル・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ・フタル酸ジイソニル・フタル酸ジイソデシル・フタル酸ブチルベンジル

※8 記載のないものはすべての用途が対象となる。

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	15/21

11. 環境負荷化学物質についての主な対象と納入禁止時期及び測定基準

表2 カドミウムおよびその化合物

物質名:カドミウムおよびカドミウム化合物		
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、カドミウム元素を含有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表14参照) ・プラスチック(ゴムを含む)材料に用いられる安定剤・顔料・染料 (電気配線の絶縁体、リモコン・キー、結束バンド、電子部品の外装樹脂、外筐、ラベル、レコード盤など) ・塗料、インキ ・写真フィルム ・蛍光灯(小型蛍光灯、直管蛍光灯) 	即時
レベル2	レベル3 以外のすべての用途 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・DC モータ、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・ガラスおよびガラス塗料の顔料、染料(ガラスに用いる顔料、染料およびガラス用塗料) ・はんだ(カドミウムの含有量が50ppm 以上のもの) ・蛍光表示装置に含有される蛍光体、CdS 光導電性セル ・表面処理(めっきなど)、コーティング 注)亜鉛ダイカストなど金属製部品のカドミウムは、意図的な添加以外は不純物とみなし不問とする。	2005年7月1日
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材のないもの ・光学ガラス、フィルタガラス ・すべてのカドミウムを含む電池及び電池パック(電池指令に従う) 	
レベル1の許容濃度:5ppm 未満 報告を求める範囲(閾値):5ppm 以上 【法規制参考】 <0.01wt%「76/769/EEC」プラスチック製品中の着色用顔料としての上市の禁止 <0.1wt%「76/769/EEC」亜鉛顔料を含むペイント中のCd 不純物としての規制 <0.01wt%「2000/53/EC」廃自動車の利用、リサイクル、再生のための有害物質の使用禁止 <0.01wt%「ChemVerbots」プラスチック製品中の着色用顔料としての含有の制限 <100ppm「Cadmium Decree1999(オランダ)」プラスチック・塗料への染顔料・安定剤の使用制限 <75ppm 「デンマーク」カドミウムを含む製品の輸入・販売の規制 【測定基準】 測定対象:プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ 検出下限が5ppm 以下であり、かつ測定誤差が約10%以内(メーカー推定値)とされる蛍光X 線分析装置(ED X)を標準とする。 但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。		

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	16/21

表3 鉛およびその化合物

物質名:鉛および鉛化合物												
解説: 金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、鉛元素を有する全ての物質が対象範囲。												
対 象		納入禁止時期										
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表14参照) ・レベル3 指定以外のプリント配線板に用いる鉛を使用した塗料・顔料・インキ 	即時										
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 以外のすべての用途例えば、 ・部品の外部電極・リード端子等の表面処理 ・AC アダプター、電源コード、接続コード、リモートコマンダー、マウス、機器に用いられるプラスチック(ゴムを含む)材料中の安定剤・顔料・染料 ・機器に用いられる塗料・インキ ・鉛が85wt%未満の有鉛はんだにおいて、はんだに含まれる鉛の含有量が1000ppm 以上のもの ・許容濃度*1以上含有する各種合金(はんだ材料を含む)など 	2005年7月1日										
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・サンハヤトにて指定した製品 ・部品・デバイスの接続用高融点はんだ(鉛が85wt%以上の有鉛はんだ) ・電子セラミック部品(圧電素子、セラミック誘電材料など) ・光学ガラス、フィルタガラス ・無電解ニッケルめっき、無電解金めっき時の安定剤、添加剤に使用する鉛 ・ブラウン管、電子部品、蛍光表示管それぞれに使用されるガラス材 ・電子部品に使用されるガラス材とは抵抗体、導電ペースト(銀、銅ペースト)、接着剤、ガラスフリット、封止材(シール材)などを含む。 ・C4(Controlled Collapse Chip Connection)バンプ下の半田ペースト ・含有する下記合金(*1) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">合金の種類</td> <td>鉛含有許容濃度</td> </tr> <tr> <td>銅材</td> <td>0.35wt%未満</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金</td> <td>0.4wt%未満</td> </tr> <tr> <td>銅合金</td> <td>4wt%未満</td> </tr> <tr> <td>はんだ</td> <td>1000ppm 未満</td> </tr> </table> ・すべての鉛を含む電池および及び電池パック(電池指令に従う) ・サーバー、ストレージ及びストレージ・レイ・システムの中の半田(ROHS 除外規定) ・スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置及び通信管理ネットワークの中の半田(ROHS 除外規定) 	合金の種類	鉛含有許容濃度	銅材	0.35wt%未満	アルミニウム合金	0.4wt%未満	銅合金	4wt%未満	はんだ	1000ppm 未満	
合金の種類	鉛含有許容濃度											
銅材	0.35wt%未満											
アルミニウム合金	0.4wt%未満											
銅合金	4wt%未満											
はんだ	1000ppm 未満											
<p>レベル1の許容濃度:100ppm 未満 報告を求める範囲(閾値):100ppm 以上 【法規制参考】 <100ppm「第1012 法定命令(デンマーク)」鉛を含む製品の輸入・販売の規制 (電気電子部品、ケーブル等は後日の告知まで適応されず) <1.0mg/cm² または0.5wt%「TSCA」鉛ベース塗料 <1000ppm「ELV 指令(2000/53/EC 及び2002/525/EC)」自動車</p>												
<p>【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ 検出下限が15ppm 以下であり、かつ測定誤差が約10%以内(メーカー推定値)とされる蛍光X線分析装置(EDX)を標準とする。 但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。</p>												

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	17/21

表4 水銀および水銀化合物

物質名:水銀および水銀化合物		
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、水銀元素を有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表14参照) ・顔料、塗料、インキ ・時計 ・小型蛍光灯(液晶バックライト用など): 1 本当たりの含有量が10mgを超えるのもの ・直管蛍光灯:1 本当たりの含有量が20mgを超えるのもの ・プラスチックへの調剤 	即時
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・小型蛍光灯:1 本当たりの含有量が5mg以上のもの ・直管蛍光灯:1 本当たりの含有量が5mg以上のもの ・水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー ・その他、レベル1とレベル3以外のすべての用途 ・家庭用製品中の除菌用ランプ、殺菌用のランプの中の水銀(1 本当たりの含有量が5mg未満のものも含む) 	2005年7月1日
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・小型蛍光灯、直管蛍光灯以外のランプ(高圧水銀ランプなど)(ROHS 除外規定) ・小型蛍光灯:1 本当たりの含有量が5mg未満のもの(ROHS 除外規定) ・直管蛍光灯:1 本当たりの含有量が5mg未満のもの(ROHS 除外規定) ・特別な目的用の直管蛍光灯(ROHS 除外規定) ・すべての水銀を含む電池及び電池パック(電池指令に従う) 	
レベル1の許容濃度:1000ppm 未満 報告をを求める範囲(閾値):1000ppm 以上		

表5 六価クロム化合物

物質名:六価クロム化合物		
解説:無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩などで、六価のクロム元素を有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表14参照) 	即時
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・めっき防錆処理(ねじ、鋼板など)、インキ/塗料の顔料等の成分として含まれるものなど、全ての用途 	2005年7月1日
レベル3		
レベル1の許容濃度:1000ppm 未満 報告をを求める範囲(閾値):1000ppm 以上		

表6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)

物質名:ポリ塩化ビフェニル		
対 象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・オイル入りトランス、コンデンサ、絶縁油、潤滑油、プラスチック難燃剤など、全ての要素 	即時

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	18/21

表7 ポリ塩化ナフタレン(PCN)

物質名:ポリ塩化ナフタレン		
	対 象	納入禁止時期
レベル1	・潤滑油、塗料など、全ての要素 ・塩素の数が3以上のものが対象	即時

表8 ポリブロモビフェニル(PBB)

物質名:有機臭素系化合物ポリブロモビフェニル(PBB)		
	対 象	納入禁止時期
レベル1	・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	即時
レベル1の許容濃度:1000ppm 未満 報告をを求める範囲(閾値):1000ppm 以上		
【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む) フーリエ変換赤外分光光度計(FIR)を標準とする。 あるいは、蛍光 X 線分析装置(EDX)により全 Br として測定し非含有であること、または許容濃度以下であることが確認できればよい。 但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。		

表9 ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

物質名:有機臭素系化合物ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)		
	対 象	納入禁止時期
レベル1	レベル2 以外のすべての用途 ・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	即時
レベル2	・プラスチックへの難燃剤としてのデカブロモジフェニルエーテル	2005年7月1日
レベル1の許容濃度:1000ppm 未満 報告をを求める範囲(閾値):1000ppm 以上		
【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む) フーリエ変換赤外分光光度計(FIR)を標準とする。 あるいは、蛍光 X 線分析装置(EDX)により全 Br として測定し非含有であること、または許容濃度以下であることが確認できればよい。但し、 上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。		

表10 短鎖型塩化パラフィン

物質名:短鎖型塩化パラフィン		
	対 象	納入禁止時期
レベル2	・製品の外筐(キャビネット)、プリント配線板への用途	2005年1月1日
レベル3	・レベル1 以外のすべての用途	
レベル1の許容濃度:1000ppm 未満 報告をを求める範囲(閾値):1000ppm 以上		

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	19/21

表11 アゾ染料・顔料

物質名:アゾ染料・顔料		納入禁止時期
対 象		
レベル1	・アゾ化合物をドイツ日用品規制の試験法に基づいて分解し、表11.1のアミンが発生する可能性があるもので、人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分(イヤホン、ヘッドホン、シヨルダバッグの肩パッド、ベルト、ストラップなど)の顔料に適用する。	即時
レベル3	・人体に持続的に触れない部位に用いるもの(リモコン、クッション、キャリングポーチ、マウスなど)	

表11a 特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

物質名	Substance	Chemical Formula	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	C12H11N3	60-09-3
o-アニジジン	o-anisidine	C7H9NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C10H9N	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	C12H10Cl2N2	91-94-1
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	C12H11N	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	C12H12N2	92-87-5
o-トルイジン	o-toluidine	C7H9N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro- o -toluidine	C7H8ClN	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine	C7H10N2	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C14H15N3	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro- o -toluidine	C7H8N2O2	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	C13H12Cl2N2	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	C13H14N2	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	C12H12N2O	101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C6H6ClN	106-47-8
3,3'-ジメキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	C14H16N2O2	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C14H16N2	119-93-7
2-メキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	C8H11NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C9H13N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	C12H12N2S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	C7H10N2O	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C15H18N2	838-88-0

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	20/21

表12 オゾン層破壊物質

物質名:オゾン層破壊物質		対 象	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC(モントリオール議定書附属書A グループI) ・ハロン(モントリオール議定書附属書A グループII) ・その他のCFC(モントリオール議定書附属書B グループI) ・ブロモクロロメタン(モントリオール議定書附属書C グループIII) ・HBFC(モントリオール議定書附属書C グループII) 		即時
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・HCFC(モントリオール議定書附属書C グループI) 		2005年4月1日
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・四塩化炭素(モントリオール議定書附属書B グループII) ・1, 1, 1-トリクロロエタン(モントリオール議定書附属書B グループIII) ・臭化メチル(モントリオール議定書附属書E) 		
レベル1の許容濃度:含有禁止 報告をを求める範囲(閾値):(クラスI)含有がある場合 (クラスII)1000ppm以上 なお、HCFC はクラスIIであり、それ以外はすべてクラスIである。			

表13 ポリ塩化ビニル

物質名:ポリ塩化ビニル		対 象	納入禁止時期
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部材 		2005年1月1日
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2以外のすべての用途 		
報告をを求める範囲(閾値):1000ppm以上			

表14 ホルムアルデヒド

物質名:ホルムアルデヒド		対 象	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に組み込んで使用される、繊維板(ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品(スピーカ、ラック、製品筐体など) 		即時

なお、この基準において規定されていない物質・用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止または制限されているものについては、それらの法令に従わなければならない。また、当社の取引事業所で独自の調査対象化学物質及び基準がある場合は、それに従わなければならない

グリーン調達基準書	発行日	2005年1月7日
	版番号	01
	頁	21/21

12. 包装部材に関する追加事項

表15 包装部材の重金属

物質名: 重金属(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)		納入禁止時期
対 象		
レベル1	<p>・包装部材(包装を構成する各部材・インキ・塗料毎にて水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の合計が100ppm 以上のもの)</p> <p>取っ手、木枠、ホイールおよびトレイ、リール、マガジンスティック(ストッパ含む)、袋、緩衝材、ステープル、シート、ラップ、段ボール、塗料、インキ、テープ、結束バンド、ラベル、クッション、バルクケース など。</p> <p>※納入者が所有する通函は適用外</p>	即時
レベル1の許容濃度: 重金属の合計100ppm 未満 報告を求める範囲(閾値): 重金属の合計100ppm 以上		